

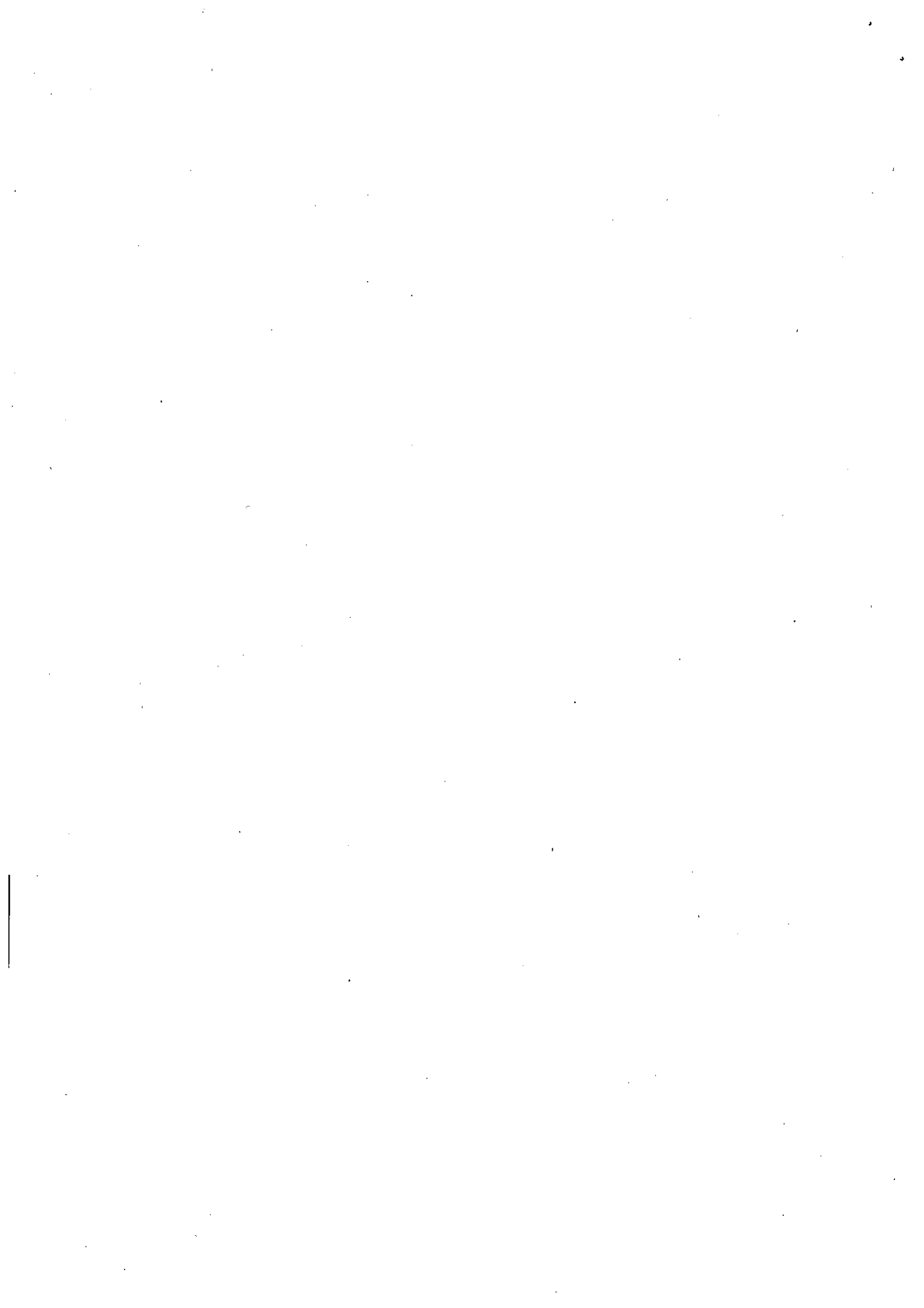
所管事項調査に関する資料

目次

1	福祉部機構図	P 1
2	福祉部分掌事務	P 2 ~ 4
3	福祉部補職者名簿（係長以上）	P 5 ~ 6
4	令和元年度 福祉部事業概要	P 7 ~ 14
5	指定管理者の更新の方針について	P 15 ~ 20
6	平成30年度指定管理者制度の状況について	別冊
7	基本構想・基本計画等作成調	別冊

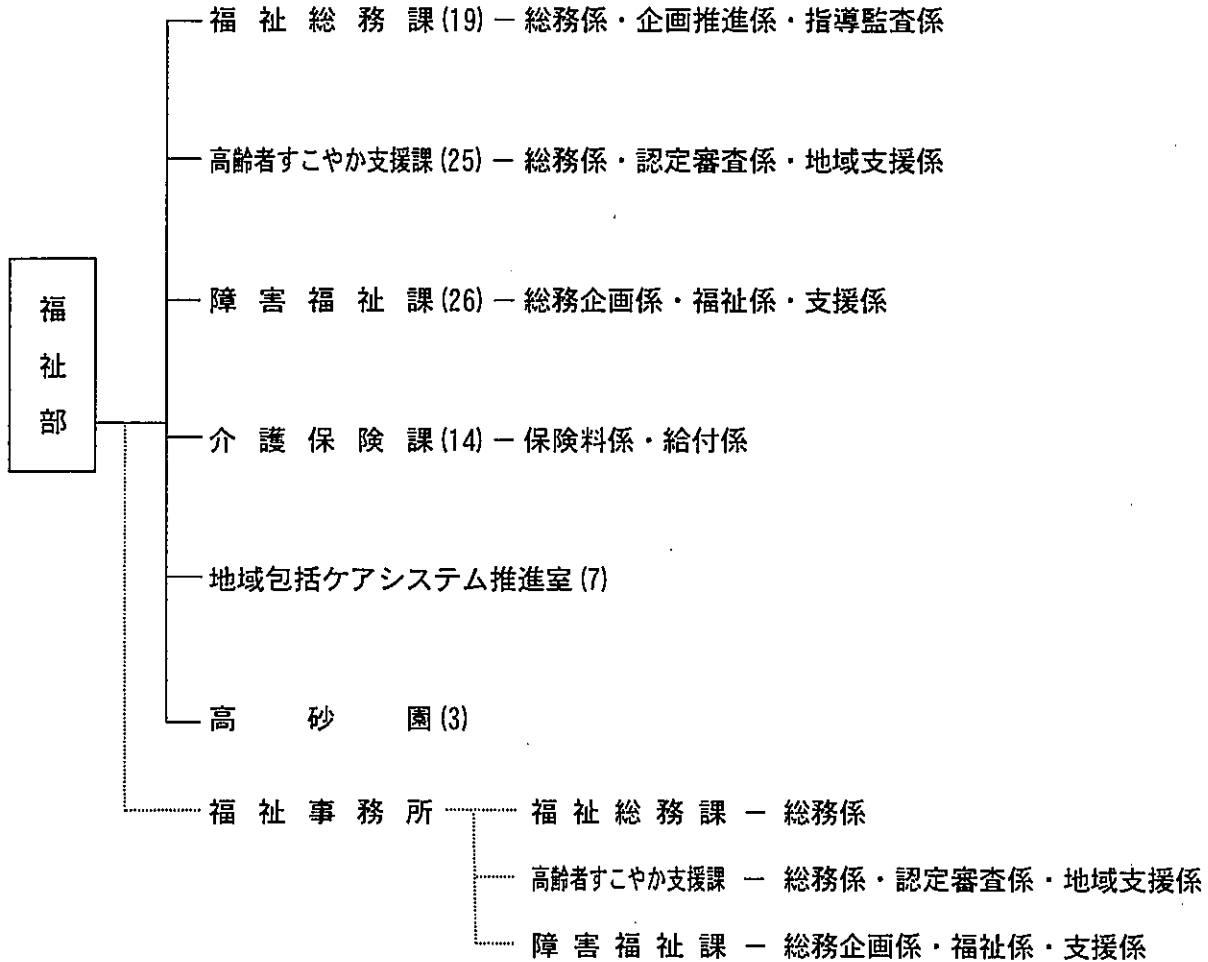
福 祉 部

令 和 元 年 6 月



# 1 福祉部機構図

令和元年6月1日現在  
職員数 94名  
( )内の数字は職員数



2 福祉部分掌事務

課 名	分 掌 事 務
福 祉 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の統括に関する事。</li> <li>(2) 福祉の施策に係る総合調整に関する事。</li> <li>(3) 高齢社会対策に係る福祉施策の企画及び推進に関する事。</li> <li>(4) 介護保険事業の企画に関する事。</li> <li>(5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉法人(障害福祉課、子育て支援課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設立の認可等に関する事。</li> <li>(6) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可等に関する事。</li> <li>(7) 社会福祉法による社会福祉施設(障害福祉課、子育て支援課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設置等の届出の受理に関する事。</li> <li>(8) 介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービス事業者(介護老人保健施設を除く。)の指定等に関する事。</li> <li>(9) 介護保険法による介護老人保健施設の設置の許可等に関する事。</li> <li>(10) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による有料老人ホームの設置等の届出の受理に関する事。</li> <li>(11) 老人デイサービスセンターに関する事。</li> <li>(12) 民生委員及び児童委員に関する事(福祉事務所の所管に係るものを除く。)</li> <li>(13) 社会福祉法による社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督に関する事。</li> <li>(14) 介護保険法による介護サービス事業者の立入検査に関する事。</li> <li>(15) 老人福祉法による有料老人ホームの立入検査に関する事。</li> <li>(16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査(障害福祉課の所管に係るものを除く。)に関する事。</li> <li>(17) 社会福祉審議会(障害福祉課及び子育て支援課の所管に係るものを除く。)、民生委員推薦会及び地域密着型サービス等事業者選定審査会に関する事。</li> <li>(18) 部内事務の連絡調整に関する事。</li> </ul>
高 齢 者 す こ や か 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者の福祉の措置に関する事(福祉事務所の所管に係るものを除く。)</li> <li>(2) 福祉の措置に要する費用の徴収に関する事。</li> <li>(3) 長寿祝金に関する事。</li> <li>(4) 軽費老人ホームの事務費に関する事。</li> <li>(5) 介護保険の被保険者の要介護、要支援認定に関する事。</li> <li>(6) 地域支援事業の企画に関する事。</li> <li>(7) 老人福祉団体の育成及び連絡調整に関する事。</li> <li>(8) 老人福祉センター及び老人憩の家の設置及び改良に関する事。</li> <li>(9) 地域包括支援センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>(10) 介護認定審査会、地域包括支援センター運営協議会、養護老人ホーム等入所判定審査会及び高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に関する事。</li> </ul>

課 名	分 掌 事 務
障 害 福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害児・者の自立の支援(自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものを除く。)に関する事(福祉事務所の所管に係るものを除く。)</li> <li>(2) 身体障害者手帳の交付に関する事。</li> <li>(3) 障害児・者の福祉医療費に関する事。</li> <li>(4) 障害者支援施設の設置の許可等に関する事。</li> <li>(5) 社会福祉法による社会福祉法人(福祉総務課、子育て支援課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設立の認可等に関する事。</li> <li>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する事。</li> <li>(7) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事。</li> <li>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査(福祉総務課の所管に係るものを除く。)に関する事。</li> <li>(9) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の立入検査(福祉総務課の所管に係るものを除く。)に関する事。</li> <li>(10) 発達障害に関する事。</li> <li>(11) 障害者虐待の防止に関する事。</li> <li>(12) 障害を理由とする差別の解消の促進に関する事。</li> <li>(13) 難病に関する事(健康づくり課及び保健所の所管に係るものを除く。)</li> <li>(14) 障害福祉センターに関する事。</li> <li>(15) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会(審査部会を含む。)、障害者施策推進協議会及び障害支援区分認定審査会に関する事。</li> <li>(16) 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団との連絡調整に関する事。</li> <li>(17) 障害児・者福祉団体との連絡調整に関する事。</li> </ul>
介 護 保 険 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関する事。</li> <li>(2) 介護保険料の賦課、徴収猶予及び減免に関する事。</li> </ul>
地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム 推 進 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括ケアシステムの構築に関する事。</li> <li>(2) 地域包括ケア推進協議会に関する事。</li> <li>(3) 在宅医療・介護の連携促進に関する事。</li> <li>(4) 介護予防・生活支援体制整備に関する事。</li> <li>(5) 医療・介護・福祉資源の見える化に関する事。</li> <li>(6) 地域リハビリの促進に関する事。</li> <li>(7) 包括ケアまちなかラウンジに関する事。</li> </ul>
高 砂 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の生活指導、介護等に関する事。</li> </ul>

福祉事務所

課 名	分 掌 事 務
福 祉 総 務 課	(1) 民生委員及び児童委員に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。) (2) 所内事務の連絡調整に関すること。
高 齢 者 す こ や か 支 援 課	(1) 高齢者の福祉の措置に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。) (2) 老人ホームの入所者の遺留品の処分に関すること。
障 害 福 祉 課	(1) 障害児・者の自立の支援に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。) (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による障害福祉サービスの提供等に関すること。 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による障害者支援施設等への入所措置に関すること。 (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定による障害者支援施設等への入所措置に関すること。 (5) 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)の規定による福祉手当の支給に関すること。

### 3 福祉部補職者名簿（係長以上）

令和元年6月1日現在

職員総数 94人

( ) 数字は職員数

部長兼福祉事務所長	やまくち 山口	しんいち 伸一	市役所内線電話 2600
政策監	たちき 立木	のりあき 祝成	市役所内線電話 2602
福祉総務課 (19) <部長及び政策監含む>			829-1161 (直通)
次長兼課長	あさかわ 朝川	かずのり 和典	市役所内線電話 2610
課長補佐	はし 橋	ふみただ 史賢	市役所内線電話 2617
総務係長 (4)	ひらもと 平元	よしひで 良英	市役所内線電話 2611
企画推進係長 (5)	はらが 原賀	てつろう 哲郎	市役所内線電話 2614
指導監査係長 (6)	いぬづか 犬塚	としひろ 俊弘	829-1256 (直通)
			市役所内線電話 2646
高齢者すこやか支援課 (25)			829-1146 (直通)
次長兼課長	たなか 田中	みゆき 美由紀	市役所内線電話 2690
課長補佐	くぼた 久保田	えいじ 英治	市役所内線電話 2694
総務係長 (7)	ひらさこ 平迫	まさくに 正邦	市役所内線電話 2691
認定審査係長 (9)	まつもと 松本	ひとみ 妃都美	市役所内線電話 5890
地域支援係長 (7)	たけぶ 武分	わかこ 和歌子	市役所内線電話 2631
障害福祉課 (26)			829-1141 (直通)
課長	とみなが 富永	な お 奈央	市役所内線電話 2620
総務企画係長 (8)	すさき 洲崎	あい 愛	市役所内線電話 2621
福祉係長 (8)	まつやま 松山	ともりの 智度	市役所内線電話 2623
支援係長 (9)	てしま 手島	たかし 隆	市役所内線電話 2626

介護保険課 (14)

課長

こが たかし  
古賀 高志

829-1163 (直通)

市役所内線電話 2680

保険料係長 (7)

かるかや けん  
刈茅 謙

市役所内線電話 2681

給付係長 (6)

はせがわ たいせい  
長谷川 大清

市役所内線電話 2683

地域包括ケアシステム推進室 (7)

室長

しぶや こうじ  
渋谷 浩司

829-1421 (直通)

市役所内線電話 2640

係長 } (6)

たに みわ  
谷 美和

市役所内線電話 2648

係長

しまむら ゆうこ  
島村 優子

市役所内線電話 2648

高砂園 (3)

園長

まつなが やすかず  
松永 泰和

896-2040 (直通)



4 令和元年度 福祉部事業概要

(単位:千円)

課名	事業名	事業概要	予算額
福祉 総務 課 計	長崎市社会福祉協議会補助金	地域福祉の充実、さらに在宅福祉の増進を図るため、長崎市社会福祉協議会に対して、管理運営費の助成を行う。	128,920
	長崎市シルバー人材センター補助金	高齢者の生きがいと就労機会の増大を目的とする長崎市シルバー人材センターに対し、国の実施要綱に基づき運営費の助成を行う。 (会員数 862人(H31.4))	1,000
	高齢者施設開設準備費補助金	小規模多機能型居宅介護事業所等が、開設時から安定した質の高いサービスを提供することができるよう、施設の円滑な開設に必要な費用の一部を助成する。 (内訳) 平成30年度 22,356千円(3事業所) ※3事業所の全額(22,356千円)を令和元年度へ繰越	(繰越分) 22,356
	高齢者福祉施設整備事業費補助金 (高齢者施設等防災改修)	災害発生時等に、自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者福祉施設等の入居者等の安全・安心を確保するため、認知症対応型共同生活介護事業所等の防災改修に要する費用を助成する。 (内訳) 令和元年度 7,920千円(2事業所)	7,920
	高齢者福祉施設整備事業費補助金 (小規模多機能型居宅介護事業所)	「通い」を中心として、要介護者の態様や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを行う(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備にかかる費用の一部を助成する。 (内訳) 平成30年度 64,000千円(2事業所) ※2事業所の全額(64,000千円)を令和元年度へ繰越	(繰越分) 64,000
	高齢者福祉施設整備事業費補助金 (認知症対応型共同生活介護事業所)	認知症高齢者に対して、共同生活の中で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行う認知症対応型共同生活介護事業所の整備にかかる費用の一部を助成する。 (内訳) 平成30年度 32,000千円(1事業所) ※1事業所の全額(32,000千円)を令和元年度へ繰越	(繰越分) 32,000
	民生委員協議会活動費補助金	地域の社会福祉の推進に努めている民生委員・児童委員、地区民生委員児童委員協議会及びこれらの活動を支える長崎市民生委員児童委員協議会に対し、助成を行う。 (49地区、定数1,012人(H31.4)) (1) 地区活動費 44,208 千円 ・ 1人当たり 34,000円 ・ 1地区当たり 200,000円 (2) 個人活動費 69,085 千円 ・ 一般 68,100円 ・ 会長 114,600円 (3) 事務局職員人件費 6,574 千円 (4) 活動振込手数料等 624 千円	120,491

課名	事業名	事業概要	予算額	
高齢者すこやか支援課(その1)	介護予防・生活支援対策費	友愛訪問委託費	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して民生委員が訪問し、日常生活の相談、助言を行う。	8,005
	生きがい対策費	長寿祝金費	高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため99歳の方に長寿祝金を5万円支給する。	14,223
		高齢者交通費助成費	高齢者の社会活動への参加を促進し、生きがいを高めるため、5,000円相当のバス、電車、タクシー又は船舶の利用券を交付する。	399,976
		「敬老の日」行事費	(1) 市長及び市議会議長による最高齢者、最高齢夫婦及び老人ホーム等施設訪問 (2) 自治会及び老人クラブ等で開催されている敬老会への出席 (3) 百歳到達者へ顕彰状及びアレンジフラワーの贈呈	1,777
		シルバー作品展開催費	敬老の日を中心に、市内在住の60歳以上の方の創作品を一般市民に展示し、高齢者の生きがいと市民の敬老精神の高揚を図る。また、開催期間中に、世代間交流イベント「ものづくり体験コーナー」を実施する。	422
		老人クラブ助成費	老人クラブの健全な育成を図るため、活動に必要な経費の一部を助成する。	19,214
		長崎市老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会の諸活動に必要な事務費、人件費等の経費を助成する。	13,402
		長崎県すこやか長寿財団負担金	ねんりんピックの開催や高齢者の生きがいと健康づくり、介護知識・技術実習・普及等を行う長崎県すこやか長寿財団へ負担金を支出する。	313
		ふれあい入浴デー事業費	70歳以上の高齢者に対して、一般公衆浴場を毎月1回(毎月25日)無料で入浴できるように助成する。	3,527
		高島地区高齢者ふれあいサロン運営費	長崎市設高島市場空き店舗において高齢者ふれあいサロンを開設し、高齢者の健康増進、介護予防と教養の向上の場として広く開放する。	696
	高齢者施設福祉費	老人ホーム入所措置費	おおむね65歳以上の者で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置を行う。	849,827
		生活支援ハウス運営費	原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のために独立して生活することに不安がある者に対し、生活援助員を配置した住居を提供し、居住者に対する各種相談、助言指導、緊急時の対応、保健・福祉サービスの利用手続きの援助を行う。併せて、地域住民と交流を図るための場所を提供し、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する。	36,231
		軽費老人ホーム事務費補助金	60歳以上(夫婦で入所する場合は一方が60歳以上)で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で入所させ、日常生活に必要な便宜を供与するため、入所者の所得に応じて事務費の一部を補助する。	484,736

(単位:千円)

課名	事業名		事業概要	予算額		
一般会計	要援護者支援対策費	避難行動要支援者支援費	避難行動要支援者の新規把握及び名簿の更新と情報提供に関する同意の確認を行ったうえで、名簿を整備し、関係機関への情報提供を行うとともに、地域における支援体制を構築する。	3,428		
	その他	ふれあい訪問収集	斜面地等に居住する一人暮らし高齢者及び障害者等で、本人によるごみ出しが困難な方に戸別収集を行い、収集時に声掛けを実施し、安否の確認も行う。(ゼロ予算事業)	0		
高齢者すこやか支援課(その2)	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防訪問介護相当サービス事業費	介護予防を目的に、要支援者及び事業対象者に対して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。	622,749
				生活援助サービス事業費	一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により家族支援が難しい事業対象者に対して、介護予防を目的に、生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事支援を行う。	44,792
				介護予防通所介護相当サービス事業費	身体介助や生活援助、見守りが必要な高齢者に対し、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを提供する。	1,070,857
				ミニデイサービス事業費	生活援助や見守りが必要な高齢者に対し、機能訓練やレクリエーションなどを半日(3~5時間)程度で行う。	54,052
				住民主体型通所サービス事業費	高齢者が地域の身近な場所で集い、交流する場所として立ち上げられた住民主体の高齢者ふれあいサロンの活動を支援する。	20,038
				短期集中型通所サービス事業費	運動機能向上・認知機能向上の複合プログラムを実施し、効果的に心身機能・認知機能の維持・向上を図り、介護予防を推進する。	41
				介護予防ケアマネジメント事業費	要支援者又は事業対象者の状態を踏まえて、地域とのつながりを維持しながら有する能力に応じた柔軟な支援を行い、自立意欲の向上につなげられるようにケアマネジメントを実施する。	248,868
				特例介護予防通所介護相当サービス事業費	介護予防通所介護相当サービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者又は事業対象者が同サービスに相当するサービスを利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	4,931
				特例ミニデイサービス事業費	ミニデイサービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者又は事業対象者が同サービスに相当するサービスを利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	312
				特例介護予防ケアマネジメント事業費	特例介護予防通所介護相当サービス又は特例ミニデイサービスをケアプラン等に位置付け、ケアマネジメントを実施した場合に要した費用を支給する。	1
				高額介護予防・生活支援サービス事業費	要支援者又は事業対象者が介護予防・生活支援サービス等を利用した際に負担すべき限度額を超えた額を支給する。	421
				高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業費	要支援者又は事業対象者が医療保険と介護予防・生活支援サービス等の自己負担が高くなったときに、両制度の限度額を適用した後、世帯内で1年間の自己負担限度額を超えた額を支給する。	105
				一般介護		介護予防把握事業費
介護予防普及啓発事業費	地域でのあらゆる機会を捉え、パンフレットの活用等により、高齢者等に対して介護予防事業の必要性について普及啓発を図る。	4,352				

課名	事業名	事業概要	予算額		
高齢者すこやか支援課(その3)	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	口腔ケア指導事業費	全高齢者を対象に、歯科衛生士等による口腔機能向上のための教育及び口腔清掃指導を行う。	2,888
			生涯元気事業費	運動する機会を定期的に設け、自宅でもできる運動の紹介及び実践により、運動の習慣化を図り、要介護状態になることを防止する。	2,860
			地域活動支援事業費	(1) 介護予防やボランティア活動についての研修を行い、ボランティアを育成し、介護予防事業に参加する高齢者の支援を行う。 (2) 地域支援ボランティアポイント制度を実施することにより、40歳以上の社会参加及び地域貢献を奨励し、元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	5,326
			生活介護支援サポーター事業費	身近な場所で交流を行い、市民自ら実施する高齢者ふれあいサロンや介護老人福祉施設等でボランティア活動を行う生活・介護支援サポーターを育成・支援し、サロン活動の促進やボランティアを受ける高齢者の介護予防を図る。また、サポーター自身の生きがいづくりや健康増進を図り、介護予防を図る。	3,936
			一般介護予防事業評価事業費	一般介護予防事業を含め総合事業全体を評価し、事業全体の改善を図る。	468
			包括的支援事業費	介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。	506,086
			認知症総合支援事業費	地域の支援機関等の連携を図るための支援並びに認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症の人の家族に対する支援を行う。 また、認知症高齢者及びその家族に関わる認知症初期集中支援チームを設置する。	96,453
			地域ケア会議推進事業費	地域ケア個別会議(個別ケースを検討する地域ケア会議)及び地域ケア推進会議(個別ケースの検討により共有された地域課題の解決等を検討する地域ケア会議)を開催する。	2,312
			成年後見制度利用支援事業費	判断能力が不十分な認知症高齢者等で親族による成年後見人の選任の申立が見込めない場合等に、市長が親族に代わり家庭裁判所に成年後見人の選任の申立を行う。また、関係機関との情報交換及び普及啓発を通じ、課題等について協議を行うとともに、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。市民後見人候補者としての活動を希望する市民に養成講座を実施する。	2,986
			高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、隣・近接するデイサービス等の事業を実施している社会福祉法人等から生活援助員(LSA)を派遣し、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助及び緊急時の対応等のサービスを提供することで、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する。	5,549
			介護相談員派遣事業費	介護事業所と調整を行い、介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の声を聞き、相談等に応じる。	2,980
			認知症地域支援体制整備事業費	認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、市民意識の向上を目的とした啓発活動の推進及び地域の関係団体・事業所間のネットワーク構築を図る。	1,503
			介護認定審査会費	介護認定審査会の開催及び認定結果を通知する。	79,347
			認定調査等費	介護認定審査会資料作成のための認定調査、主治医意見書の作成及び提出等の事務を行う。	312,382

(単位:千円)

課名	事業名	事業概要	予算額	
障害福祉課(その1)	障害推進福祉 障害者施策推進協議会費	障害者のための施策に関する基本的な計画に関し意見を述べ、また、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議する。	321	
	障害者自立支援給付費	介護給付費	障害児・者が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、日常生活において必要な居宅介護や施設での日中活動支援などの給付を行う。	5,174,578
		訓練等給付費	障害児・者が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、自立生活に必要な就労支援や共同生活援助(グループホーム)などの給付を行う。	3,508,920
		相談支援等給付費	障害福祉サービスの利用計画における相談及び作成や施設等から地域生活への移行に向けた支援等の給付を行う。	185,653
		補装具給付費	身体障害児・者の日常生活の便宜を図るため、補装具の購入・修理・借受けに要した費用を支給する。	88,547
		高額障害福祉サービス費	同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている者及び障害福祉サービスと介護保険のサービスを受けている者並びに補装具の購入又は修理に要した費用について、その合算額が利用者負担の月額上限を超えた場合に、その超えた額を支給する。	8,295
		障害児通所等給付費	障害児通所給付費	障害児が児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所サービスを利用するための費用を支給する。
	障害児相談支援給付費		障害児が通所サービス及び障害福祉サービスを新規または継続して利用する際に、必要な相談支援を受けるための費用を支給する。	74,405
	地域生活支援費	地域活動支援センターⅠ型費	専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図るための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。	21,094
		地域活動支援センターⅢ型費	創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う事業所に対し、運営費を助成する。	32,500
		住宅入居等支援費	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、必要な調整や家主等への相談助言を通じて障害者の地域生活を支援する。	5,047
		障害者相談支援費	障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、連絡調整を行う。	20,186
		移動支援費	屋外での移動が困難な障害児・者に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動の支援を行う。	122,867
		日常生活用具給付費	在宅の重度障害児・者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。	115,238
		日中一時支援費	日中において監護する者がいないため、一時的に支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。	12,882
		訪問入浴サービス費	入浴が困難な在宅の身体障害児・者に対し、訪問により居宅での入浴サービスを提供する。	12,319

課名	事業名	事業概要	予算額	
障害福祉課(その2)	地域生活支援費	成年後見制度利用支援費	身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が一部又は全額を本人に代わり負担する。	377
		手話通訳者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。	2,844
		手話通訳者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。	8,016
		要約筆記者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。	1,939
		要約筆記者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。	1,462
		盲ろう者向け通訳・介助員養成費	視覚・聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、盲ろう者とのコミュニケーション等の指導及び外出時の移動等の支援についての指導を行い、盲ろう者向け通訳・介助員として養成する。	594
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣費	盲ろう者の円滑なコミュニケーション及び外出時の移動等を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	745
		自動車改造助成費	重度の身体障害者が就労等のため自ら所有する自動車を改造する際に要する経費の一部を助成する。	700
		自動車運転免許取得助成費	身体障害者が就職等のため運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成する。	300
		点字・声の広報等発行費	地方公共団体等の広報などを、点訳又は音訳化して障害者に情報提供する。	611
		高額地域生活支援給付費	地域生活支援事業と障害福祉サービス等の併給を受けている場合、その利用料を合算し、合算した額が障害福祉サービスの月額上限額を超える場合、その超える地域生活支援事業の額を支給する。	595
		発達障害啓発費	発達障害への理解促進を図るため、関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、課題等を把握するとともに、講演会の開催など啓発活動を行う。	237
		手話普及啓発費	手話への理解促進及び手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を図るための取組みを行う。	1,447
	障害者アート啓発費	芸術文化活動を通じ、障害に対する理解を促すとともに、障害者の社会参加の推進を図るため、障害者が制作したアート作品に多くの市民が触れる機会として作品展を開催する。	2,298	
長崎市障害福祉センター	障害者福祉の拠点的な施設として、在宅障害者等の福祉の増進を図るため、平成4年4月からサービスを開始した。「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」を指定管理者として指定し、次の事業を実施している。 (1) 管理運営費 (2) 身体障害者福祉センター費 (3) 障害児通所支援費 (4) 地域活動支援センターⅡ型費 (5) 相談支援費 (6) 障害者就労支援相談所運営費 (7) 診療所費 (8) 障害児等療育支援費 (9) 機能訓練費	302,874		

(単位:千円)

課名	事業名	事業概要	予算額	
障害福祉課(その3)	障害者就労支援費	授産製品販売促進費	福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産製品の売上向上、授産工賃アップを図るため、市内商店街で障害者の店「はあと屋」を運営し、授産製品の店舗販売、移動販売、情報発信を行うとともに、共同受注に取り組む。	12,912
		就労支援施設等経営力向上支援費	障害者の収入の増加を図るため、就労系事業所等を対象に、採算性に対する意識の向上や収益増大のノウハウ等の習得のための研修、個別相談及び訪問指導を実施する。	3,279
	障害者保健医療対策費	更生医療給付費	身体障害者が手術等により障害の程度を軽くしたり、機能を回復させたりするための医療について、その費用を支給する。	917,757
		心身障害者福祉医療費	重・中度心身障害者が健康保険等により診療を受けた場合に、病院等へ支払った負担金の一部に相当する額を支給する。 (1) 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2並びに精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、医療取扱機関ごとに、一部負担金の額から1日につき800円(1か月につき、1,600円を限度)を差し引いた額を支給(薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額) (2) 身体障害者手帳3級及び療育手帳B1所持者は、(1)の2分の1を支給	988,855
	障害者手当給付費	重度障害者福祉手当給付費	在宅の20歳以上の重度障害者で、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者のうち、日常生活において常時介護を要する者に手当を支給する。	4,747
		特別障害者手当給付費	在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する者に手当を支給する。(ただし、3か月以上入院している者等は除く)	134,017
		障害児福祉手当給付費	在宅の20歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする者に手当を支給する。	41,313
	障害者生活支援対策費	移送支援サービス費	斜面地等に居住する障害者で、一人で歩行が困難な者に対し、移送支援サービス事業者を派遣し、福祉施設の利用や通院などの外出の支援を行う。	2,016
		配食サービス費	障害、傷病等の理由により食事の調理が困難な身体障害者に対し食事の配達によるサービスを提供するとともに、訪問の際、利用者の安否確認等を行う。	1,656
		住宅改修助成費	在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするとともに、家族の介護の負担を軽減するための住宅改修に対して費用の一部を助成する。	597
		福祉緊急連絡装置設置費	独居重度身体障害者の緊急時の事故防止及び生命の安全を図るため、緊急通報装置の設置を行う。	479
		相談員設置費	障害者の更生支援に関し、本人又は保護者からの相談に応じ、関係機関への連絡や必要な援助を行う。	613
		人工内耳体外機購入助成費	日常生活の向上及び福祉の増進を図るため、重度の聴覚障害者における人工内耳装用者のうち、旧式の人工内耳体外機を装用している者に対し、人工内耳体外機の更新に要する費用の一部を助成する。	2,400
	障害者社会参加促進費	重度障害者福祉タクシー利用助成費	在宅の重度身体障害者で車椅子利用者、視覚障害者(1級)及び重度知的障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成する。	7,464
		障害者交通費助成費	障害児・者の社会参加を促進するための交通費の助成として5,000円相当のバス利用券等を交付する。	119,728
		障害児通学支援費	特別支援学校小学部または中学部の児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができないにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成する。	5,670
		障害者団体研修費助成費	障害者の活動を助成し、障害者の社会参加を促進するため、障害者団体が行う研修等に係る費用の一部を助成する。	1,100
		障害者福祉施設整備事業費	平成4年の建設から相当年数が経過し、施設・設備の各所に老朽化がみられる障害福祉センターにおいて、緊急性等を確認しながら計画的に修繕・取替等の整備を行う。	15,000

課名	事業名	事業概要	予算額		
介護保険課	一般会計	低所得者利用者負担軽減費	介護保険制度における利用者負担を一定の条件を満たす者について減額する。	1,199	
		離島サービス支援費	離島内にサービス事業者がない場合など、離島においてサービス提供基盤が確保されていない居宅サービス受給の円滑化を図る。	2,075	
	介護保険事業特別会計	保険給付費	徴収費	被保険者への年間保険料及び納付方法の通知、督促状の発送等にかかる経費。	53,972
			介護・介護予防サービス等諸費	要介護・要支援被保険者を対象に介護・介護予防給付事業を行う。	39,927,489
			高額介護サービス等費	要介護・要支援被保険者が介護・介護予防サービスを利用した際に負担すべき限度額を超えた場合に高額介護サービス費として給付する。	640,932
			高額医療合算介護サービス等費	要介護・要支援被保険者が医療保険と介護保険の自己負担が高くなったときは、両制度の限度額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担限度額を超えた場合に高額医療合算介護サービス費として給付する。	83,050
			市町村特別給付費	斜面地等に居住する要介護・要支援被保険者の居宅サービスの適切な利用の促進及び日常的な社会参加のための移送手段で長崎市介護保険条例第4条に規定する市町村特別給付である移送支援サービスの給付にかかる経費。	190,536
			特定入所者介護サービス等費	所得の低い要介護・要支援被保険者が介護保険施設等を利用した際に負担する食費及び居住費の合計額と所得の状況等に応じて定められた負担限度額との差額を支給する。	1,337,759
	地域支援事業費	任意事業費	介護適正化特別対策事業費	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするため、サービス内容の適正化及び介護費用の適正化を図る。	23,873
			福祉用具・住宅改修支援事業費	福祉用具・住宅改修に関する助言・情報提供並びに住宅改修費の申請における建築士・理学療法士等による訪問調査や申請者への理由書作成経費の助成を行う。	304
	地域包括ケアシステム推進室	一般会計	多機関型包括的支援体制構築モデル事業費	少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談にワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。	29,990
介護保険事業特別会計		地域支援事業費	一般介護 予防事業費 在宅支援リハビリセンター推進費	高齢者の心身機能の低下を予防し、自立支援と社会参加に向けて「在宅支援リハビリセンター」のリハビリ専門職が積極的に地域に関与し、保健・医療・福祉・介護の関係職種と協力・連携しながら高齢者の在宅生活を支える地域リハビリテーションの基盤づくりを図る。	8,804
			包括的支援事業費 地域包括ケア推進協議会費	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図る。	5,245
			在宅医療・介護連携推進事業費	医療及び介護・福祉の総合相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた在宅医療・介護連携推進事業の拠点として「包括ケアまちなかラウンジ」を設置し、事業運営を長崎市医師会に委託する。	34,685
			生活支援体制整備事業費	NPOやボランティア、シルバー人材センターなど多様な主体による地域での支え合い体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加により介護予防の促進及び多様な日常生活上の生活支援や介護予防サービスの充実を図る。	2,514
高砂園	一般会計	高砂園運営費	老人福祉法第20条の4に規定する老人福祉施設(養護老人ホーム)で、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する。 定員40名	52,258	



## 5 指定管理者の更新の方針について

### (1) 指定管理者制度導入施設

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
非公募	長崎市障害 福祉センタ ー	長崎市障害 福祉センタ ー条例	社会福祉法人 長崎市社会福 祉事業団	令和2年度 ～ 令和6年度	障害福祉課

### (2) 施設の概要

ア 名称 長崎市障害福祉センター

イ 所在地 長崎市茂里町2番41号

ウ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

エ 設置年月日 平成4年4月1日

オ 設置目的

相談、療育、指導、リハビリテーション、スポーツ・レクリエーション等の各分野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供することにより、障害者等の自立と社会参加を促し、生きがいを高めること、また、障害の有無に関わらず、人と人との交流を促進し、地域住民とのふれあいの場を提供することにより、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

カ 建設事業費 工事費等：約40億8千万円 用地購入：約11億円

キ 主な施設内容

地下1階・地上8階建ての「もりまちハートセンター」のうち、地下1階から5階まで及び8階の一部 12,679.48㎡

地下1階 2,383.29㎡ 地下駐車場

1階 2,346.01㎡ プール、軽スポーツ室、事務室、相談コーナー

2階 2,036.89㎡ さくらんぼ園、研修室、手工芸室

3階 2,323.37㎡ 体育室、機能回復訓練室、浴室

4階 1,525.02㎡ 診療所、理学療法室、作業療法室、言語療法室

5階 1,449.00㎡ 社会適応訓練室、和室研修室、調理訓練室、視聴覚室、図書室

(8階 615.90㎡ 機械室、電気室)

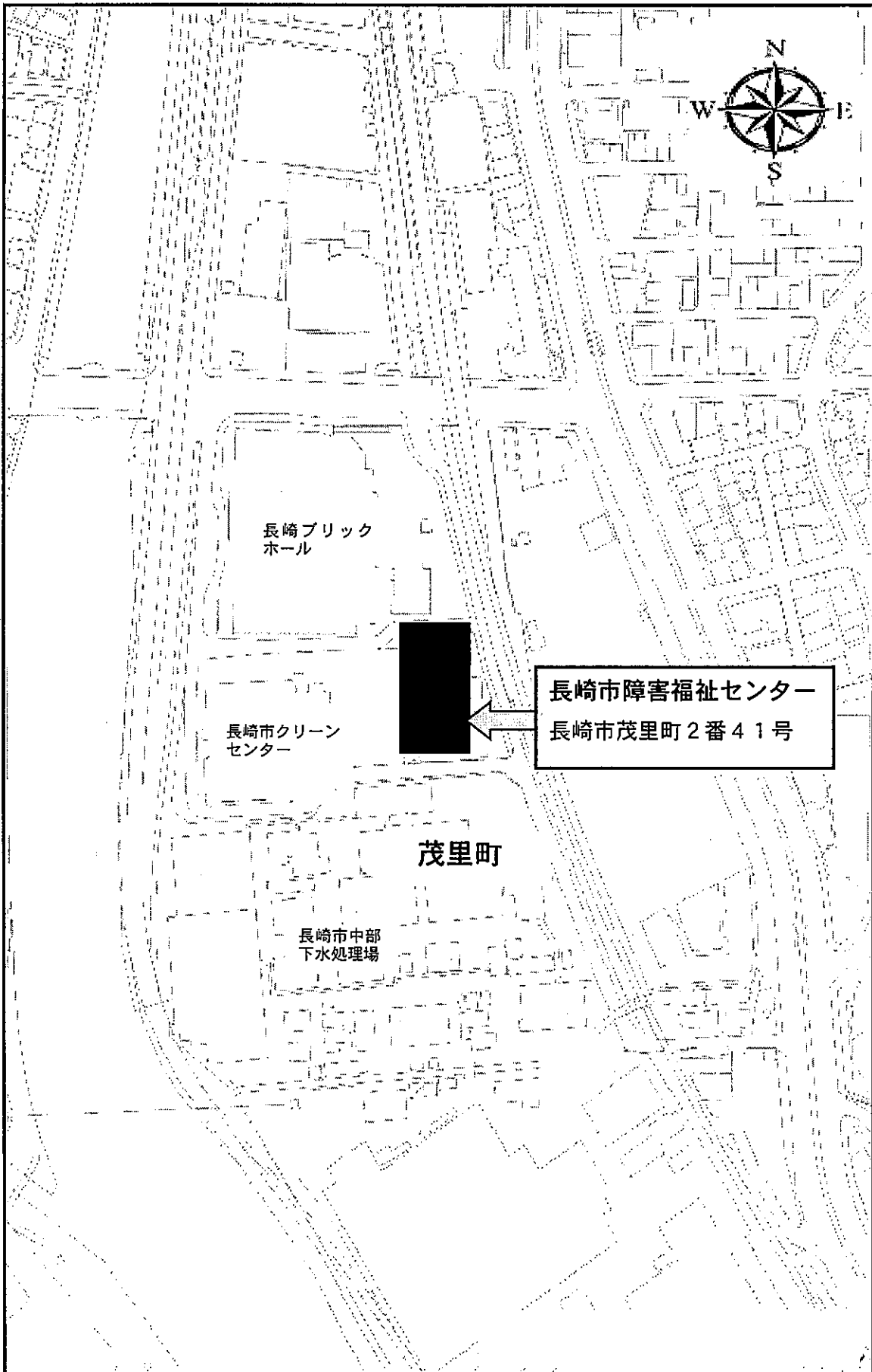
ク 開所時間の承認の基準 9時00分～17時00分

(木曜日及び土曜日は21時00分まで閉館)

ケ 休所日の承認の基準 毎月第4日曜日

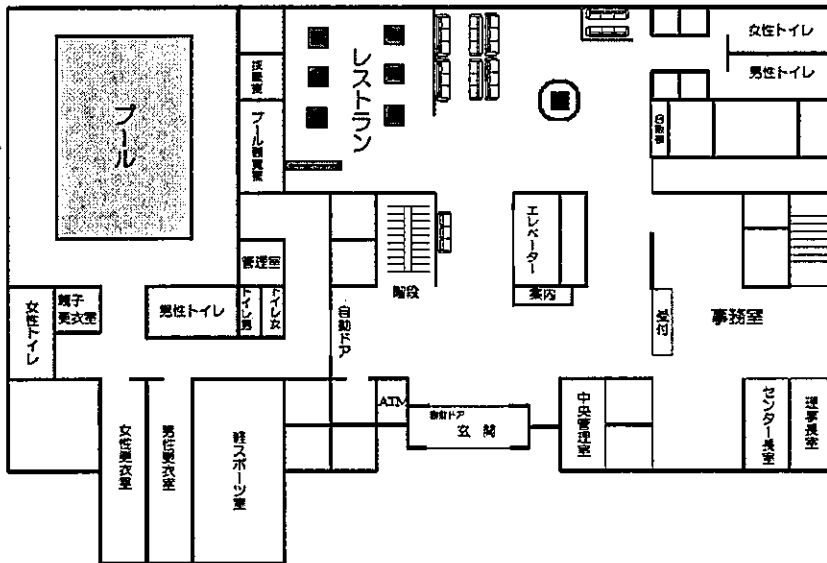
1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

二 位置図

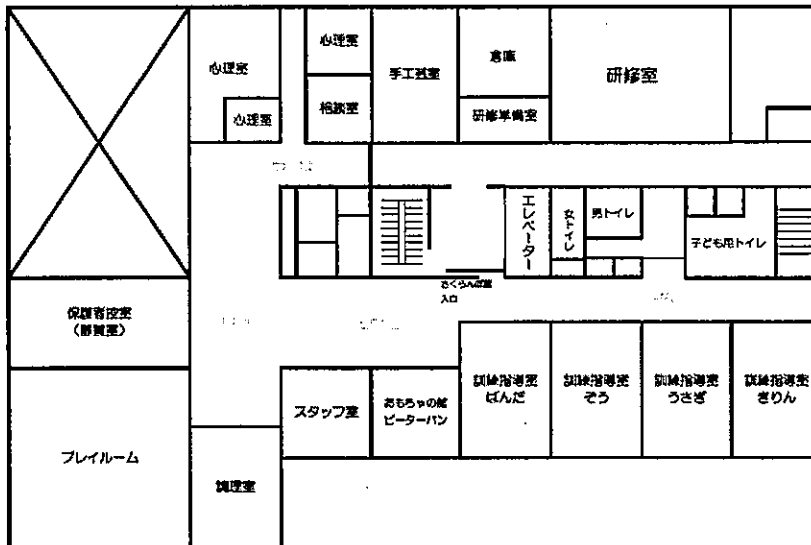


# サ 長崎市障害福祉センター平面図

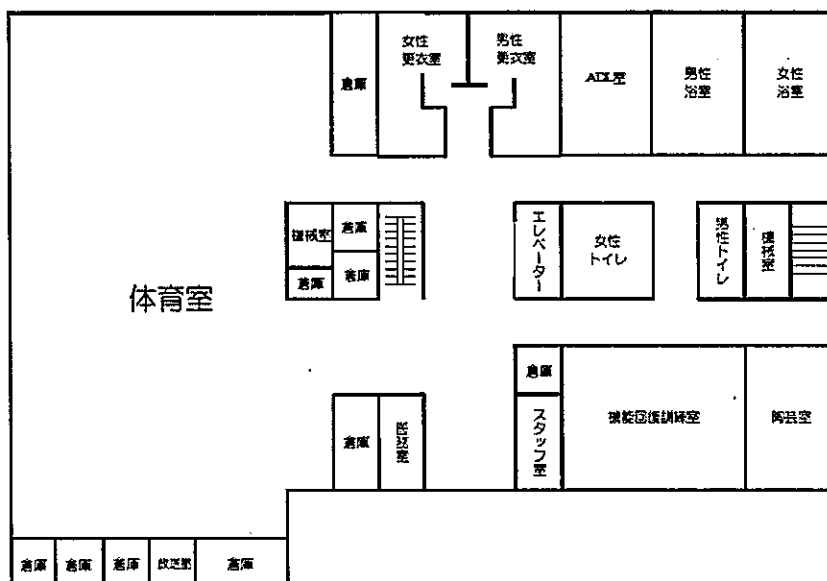
## 1階



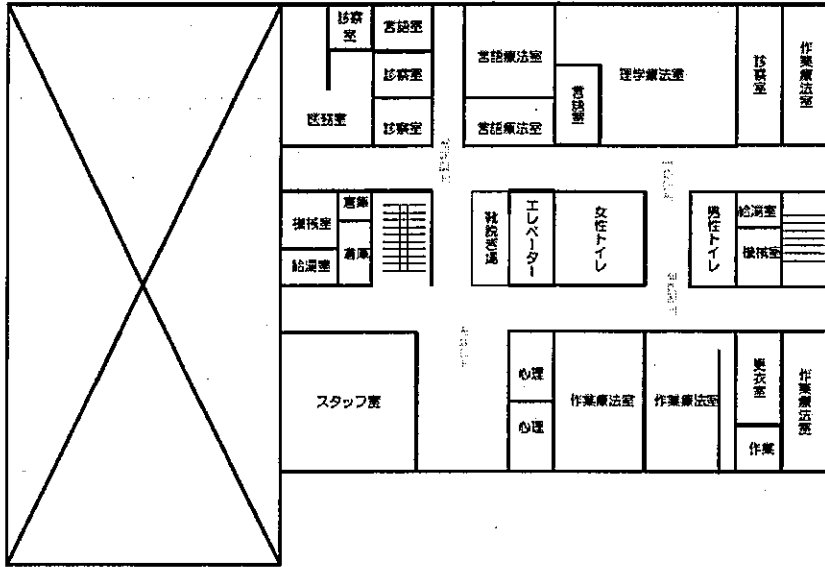
## 2階



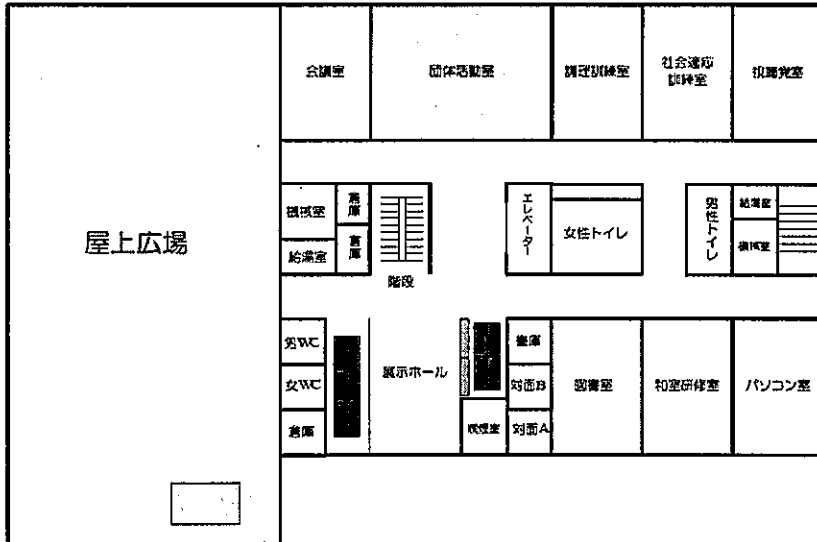
## 3階



4階



5階



### (3) 指定管理者制度導入による効果の検証

#### ア 利用者の推移

(単位：人)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度
利用人数	170,257	157,468	156,119	151,452	153,326

#### イ 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(単位：千円)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	372,717	303,702	276,140	269,692	274,484

#### ウ 利用料金収入

(単位：千円)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	55,743	170,809	161,369	166,002	180,243

#### エ 主なサービス向上策

障害の特性や利用者のニーズに対応し、総合的かつ一体的に適切な支援が行えるよう必要な情報の収集と人材育成に努めている。

また、地域との交流を深め、関係機関との連携強化を図りながら、障害児・者の地域生活に欠かせない相談（就労を含む）、療育・診療、余暇活動等において、有用な支援体制を構築している。

#### オ 評価

障害がある方の生活を地域で支える仕組みが強化される中、障害児・者支援の中心的役割を担う障害福祉センターの必要性は高まっており、長崎市社会福祉事業団は、同センターの指定管理者として、障害の種別や程度、年齢、発達段階等に応じた多種多様なサービスを適切かつ円滑に提供している。

特に、発達段階に応じた専門的・継続的な取り組みが求められる発達障害児支援においては、市内の医療機関や事業所では確保することが困難な専門医師をはじめ、長崎市社会福祉事業団が有する人材とノウハウを活用し、利用者のニーズに応じた適切な対応に努めている。

また、利用者支援の充実に向けた取組みを積極的に推進する一方で、効率的・効果的な組織体制の構築に努め、絶えず経費見直しを行いながら、各年度協定に的確に反映させている。

#### (4) 次期指定管理者の選定方針について

ア 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

イ 選定方法 非公募

ウ 非公募の理由

今後の障害者施策を推進していくうえで長崎市障害福祉センターを中核的施設として位置付けており、当該センターにおいては、障害の種別や程度、年齢、発達段階等に応じた多種多様な専門性の高いサービスを提供し、さらに、それぞれが密接な連携を図りながら対応している。

業務を総合的に継続して実施していくためには、医師をはじめとした多くの専門職の配置と、長期的見通しに基づく体制の確保が必要であるが、現時点において、長崎市が求める事業の実施に必要な専門職を確保でき、かつ継続的に業務を行う体制を取れる見込みがある団体は現在の指定管理者のほか見当たらないことから、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団を、障害福祉センターの管理運営ができる唯一の団体と判断し、引き続き指定管理者として指定するものである。

エ 利用料金制

(ア) 訓練等給付費

(イ) 計画相談支援給付費

(ウ) 障害児通所給付費

(エ) 障害児相談支援給付費

(オ) 自立訓練（機能訓練）、児童発達支援センター（さくらんぼ園）の利用者負担金

(カ) 外来診療費（保険請求分、自己負担分）

#### (5) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和元年 6 月	6 月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和元年 8 月		・特定団体に仕様書等を提示
令和元年 9 月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和元年 10 月		・特定団体の決定
令和元年 11 月		11 月議会
		指定管理者の指定
		指定議案審査
		債務負担行為の設定
		補正予算議案審査